

# 告 示

## 埼玉県告示第七百五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年六月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 要措置区域

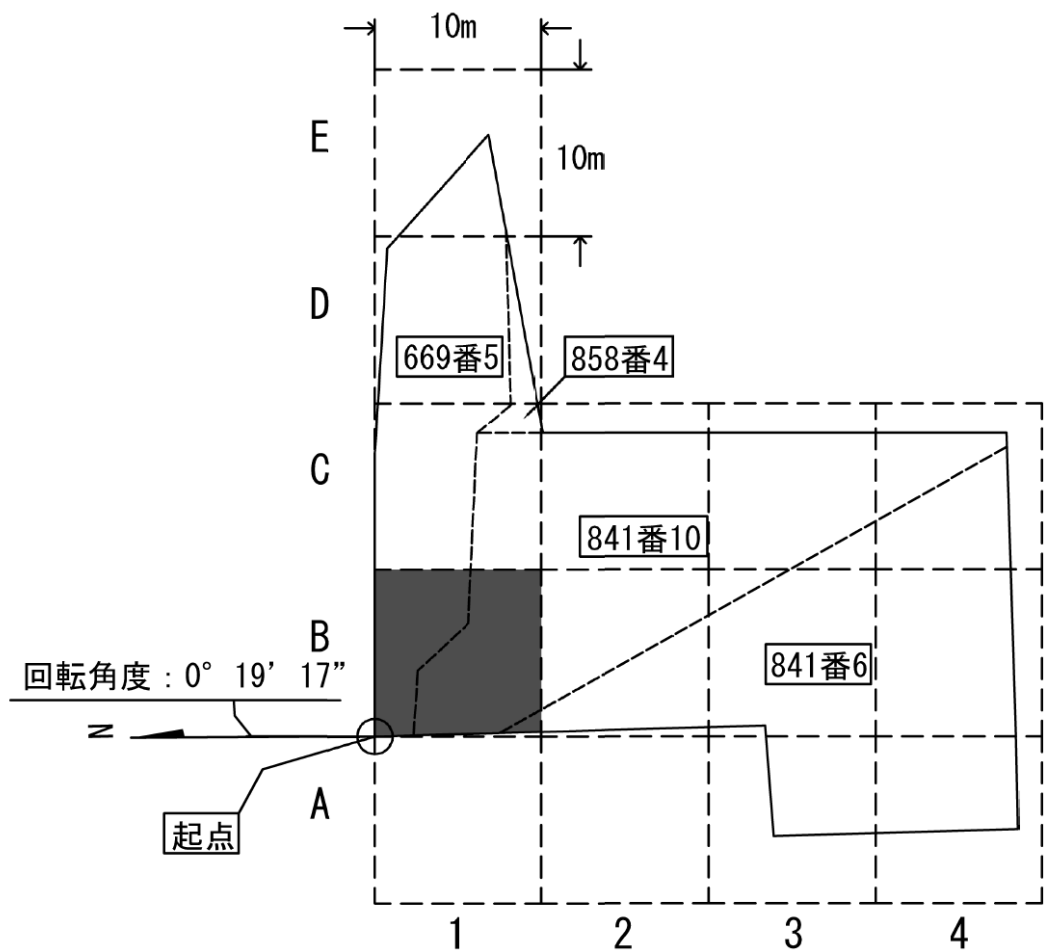
別図のとおり（埼玉県吉川市大字下内川字大荷六百六十九番五の一部、八百四十一番六の一部、八百四十一番十の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン

### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



**起点**  
 起点は埼玉県吉川市大字下内川字大荷669番5の最北端とする。

**格子の回転角度  $0^\circ 19' 17''$**   
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。

- 凡例**
- 敷地境界
  - 地番境界
  - 10mメッシュ
  - 要措置区域